

令和 7 年 9 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- | | | |
|--------|---|--------|
| 第 11 号 | 長門市情報通信関連企業等集積拠点施設条例 | ・・・ 1 |
| 第 12 号 | 長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用
の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | ・・・ 3 |
| 第 13 号 | 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び長門市
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | ・・・ 4 |
| 第 14 号 | 長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | ・・・ 6 |
| 第 15 号 | 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例 | ・・・ 7 |
| 第 16 号 | 長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 | ・・・ 8 |
| 第 17 号 | 長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例 | ・・・ 9 |
| 第 18 号 | 市の区域内の字の区域の変更について | ・・・ 10 |
| 第 19 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | ・・・ 16 |

報 告

- | | | |
|-------|-----------|--------|
| 第 1 号 | 権利の放棄について | ・・・ 17 |
|-------|-----------|--------|

長門市情報関連企業等集積拠点施設条例

1 趣旨

情報通信関連企業等を誘致し集積させ、誘致企業間及び市内企業等との連携促進による労働生産性の向上、及び新たな雇用の創出による若者の定着へとつなげ、市内全産業が発展していく好循環を構築し、地域産業の振興に資するため、情報通信関連企業等集積拠点施設を整備改修しているところであり、施設が令和 8 年 1 月中に完成することから、令和 8 年 4 月 1 日供用開始に向けて、必要な事項を定めるもの。

2 概要

(1) 設置（第 1 条関係）

情報通信関連企業等を誘致し集積させ、誘致企業間及び市内企業等との連携促進による労働生産性の向上、及び新たな雇用の創出による若者の定着へとつなげ、市内全産業が発展していく好循環を構築し、地域産業の振興に資するため、長門市情報通信関連企業等集積拠点施設を設置する。

(2) 名称及び位置

名称を「長門市情報通信関連企業等集積拠点施設」とする。

先行してプロモーションする必要があったことから、通称「閃ながと」（ひらめきなगत）としている。

(3) 施設の構成（第 3 条関係）

条例案を参照。

(4) 事業（第 4 条関係）

第 1 号に企業の誘致及び集積に関するもののほか、3 事業を規定。

(5) 供用日及び供用時間（第 5 条関係）

土日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを休館とする。

開館時間は 9 時から 17 時までとする。

休館日も必要があるときは開けられるようただし書きを明記。

※オフィス入居者は 24 時間出入り可能。

(6) 使用の許可関係等（第 6 条から第 10 条まで）

施設使用料については条例案別表第 2 を参照。

(7) 使用者の義務等（第 11 条から第 15 条まで）

使用者の善管注意義務等を規定。

(8) 指定管理者による管理（第 16 条から第 20 条まで）

施設を指定管理できるよう必要な条文を規定。

3 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

※附則により、施設引き受け後、供用開始までの準備行為を明記。

**長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動
費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正（令和 7 年 6 月 4 日施行）に伴い、選挙公営に係る公費負担について国の基準額が改正されたことから、選挙運動費用の公費負担の限度額について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額の引き上げ（第 8 条関係）

区分	改正後	現行
1 枚当たりの 作成単価	$(586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター一掲示場数} + 148,000 \text{ 円}) \div \text{ポスター一掲示場数}$	$(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター一掲示場数} + 148,000 \text{ 円}) \div \text{ポスター一掲示場数}$

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額の引き上げ（第 11 条関係）

区分	改正後	現行
1 枚当たりの 作成単価	8 円 38 銭	7 円 73 銭

3 施行期日

公布の日

長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び
長門市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備するため所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等

(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条の 2 関係)

- ・職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における情報提供・個別の意向確認・意向配慮等や、3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度等の情報提供・意向確認等を行うための規定を設けるもの。

(2) 部分休業の取得形態の多様化

(長門市職員の育児休業等に関する条例第 20 条関係)

- ・現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の取得に加え、1 年につき 10 日相当の時間を超えない範囲内の取得が可能となるよう規定を設けるもの。

現行		
勤務時間の始め又は終わりに <u>限り</u> 、1 日につき 2 時間の範囲内で取得可		
・勤務時間の始めに取得		
2 時間	勤務時間	
・勤務時間の始めと終わりに取得		
1 時間	勤務時間	1 時間

改正後		
A) 1 号部分休業		
勤務時間の始め又は終わりに <u>限らず</u> 、1 日につき 2 時間の範囲内で取得可		
・勤務時間の始めに取得		
2 時間	勤務時間	
・勤務時間の始めと終わりに取得		
1 時間	勤務時間	1 時間

<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間の始めと終わり以外での取得 		
勤務時間	2 時間	勤務時間
<p>B) 2号部分休業</p> <p>1年につき10日相当の範囲内で取得可</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日での取得 		
1 日		
<ul style="list-style-type: none"> 1時間単位での取得 		
勤務時間	3 時間	
<p>※職員はA又はBのいずれかを選択して取得可能</p>		

3 施行期日

令和7年10月1日

長門市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（昭和 26 年内閣府令第 39 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 児童福祉法第 33 条の 10 を第 33 条の 10 第 1 項に改正（第 25 条関係）
- (2) 連携施設に関する改正（第 37 条、第 42 条、附則第 5 条関係）

3 施行期日

公布の日

ただし、第 25 条の改正規定は令和 7 年 10 月 1 日から施行

4 その他

本市において特定地域型保育事業等を実施する事業者はない。

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（昭和 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 児童福祉法第 33 条の 10 を第 33 条の 10 第 1 項に改正（第 12 条関係）
- (2) 栄養士資格に関する改正（第 16 条関係）
- (3) 連携施設に関する改正（第 6 条、附則第 3 条関係）

3 施行期日

公布の日

ただし、第 12 条の改正規定は令和 7 年 10 月 1 日から施行

4 その他

本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はない。

長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

児童福祉法第 33 条の 10 を第 33 条の 10 第 1 項に改正（第 12 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日から施行

長門市総合文化財センター条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

長門市総合文化財センターは令和 4 年の開館以来、観覧料を無料としていたが、これを有料化（市民は無料）することに伴い、条文の改正を行うもの。

2 改正の内容

観覧料を有料に改正（第 7 条関係）

- ・大人 500 円（団体の場合は、1 人 400 円）
 - ・小中高校生 200 円（団体の場合は、1 人 150 円）
- ただし、市民は無料

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 その他

観覧料による収益を企画展の開催費用に充てることにより、展示やイベントを充実させ、魅力ある施設とすることで入館者の増につなげる好循環をつくり、文化資源を活かしたまちづくりを推進することが期待できる。

市の区域内の字の区域の変更について

1 趣旨

令和 5 年度地籍調査の完了に伴い、深川湯本及び日置上の区域内の土地の合筆等を行うことから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により字の区域の変更を行うもの。

2 字の区域の変更となる土地

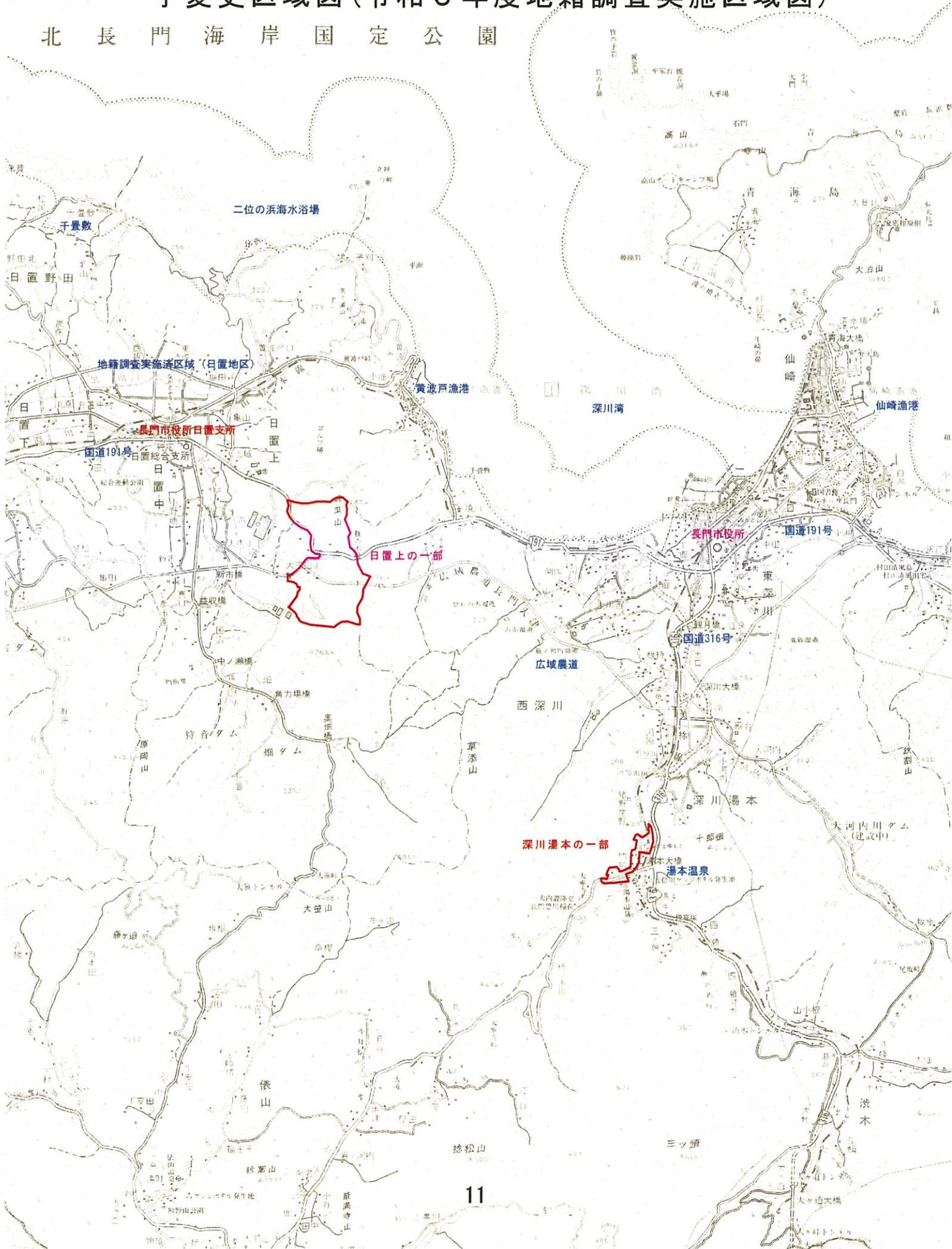
- (1) 長門市深川湯本字大寧寺 10205 番 37 外 5 筆
- (2) 長門市日置上字埜 6502 番第 1 外 101 筆

3 施行期日

国土調査法第 19 条第 2 項の規定による山口県知事の認証のあった日

字変更区域図(令和5年度地籍調査実施区域図)

北長門海岸国定公園



令和5年度地籍調査実施地区 字一覧図

【深川湯本の一部】

変更前字名(※)

S=1:5000



令和5年度地籍調査実施地区 字一覧図

【深川湯本の一部】

変更後字名

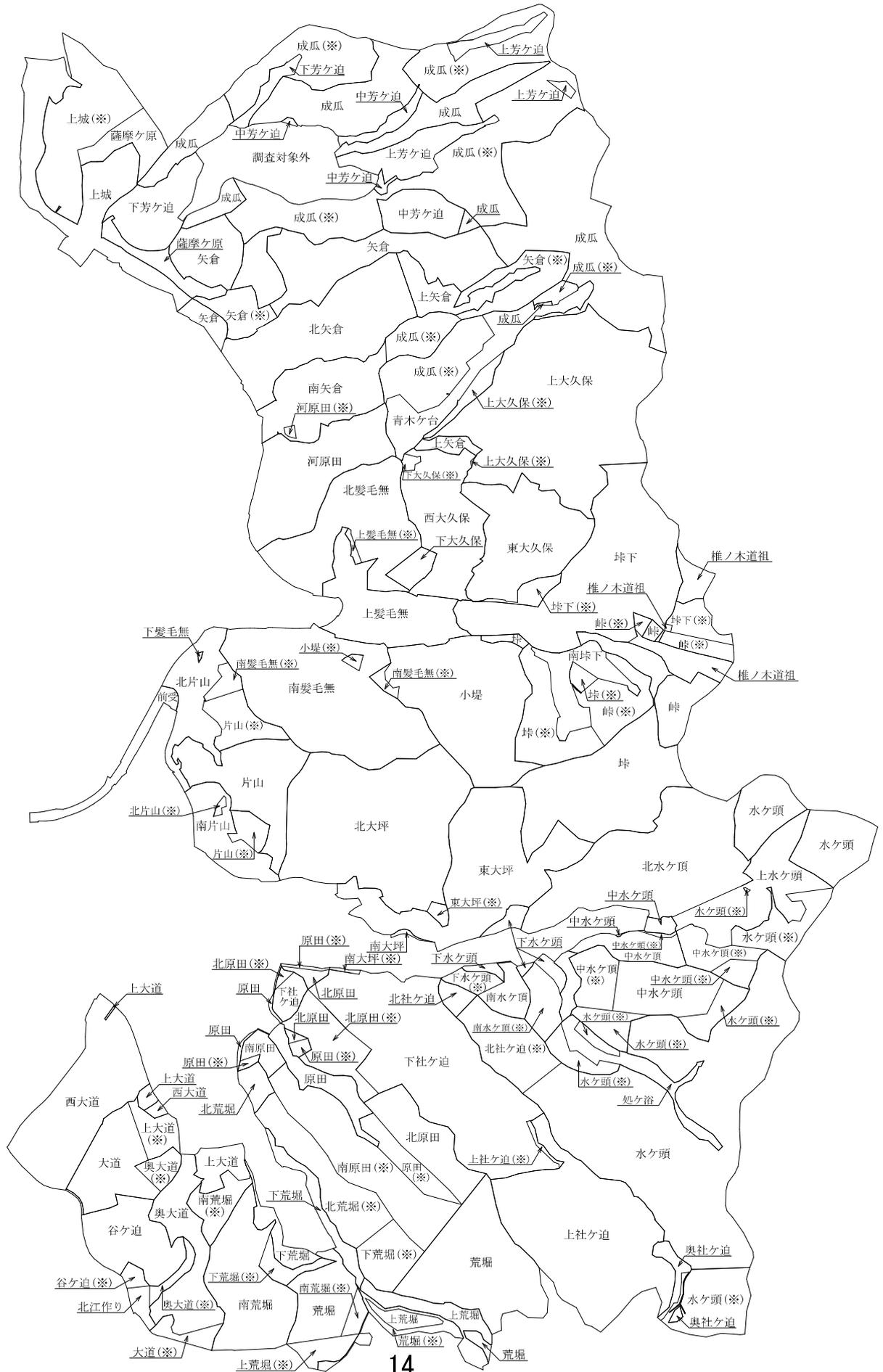
S=1:5000



【日置上の一部】

変更前字名(※)

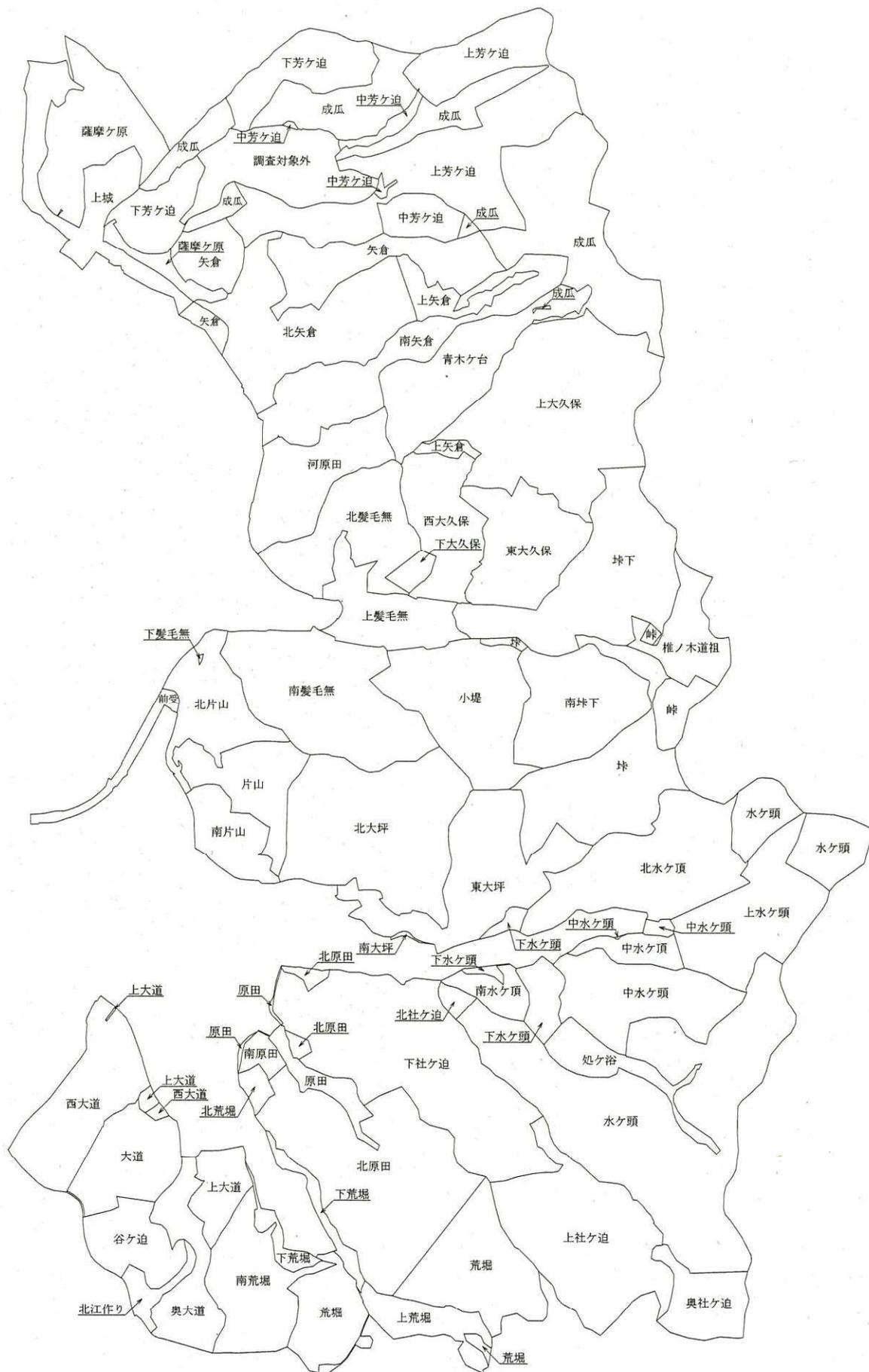
S=1:5000



【日置上の一部】

変更後字名

S=1:5000



人権擁護委員候補者の推薦について

1 設置の趣旨等

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」に基づいて、国民の基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とし、各市町村に配置されるもの。選任にあたっては、市長が市議会の意見を聞いた上で候補者を法務大臣に推薦し、法務大臣が委員を委嘱します。

2 提案の理由

本市の人権擁護委員であります、飯田恵子さんの任期が令和7年12月31日付けをもって満了することに伴い、後任の委員候補者について市議会の意見を求めるもの。

3 候補者の氏名・住所

住 所 [REDACTED]
氏 名 奥田 郁子 (おくだ いくこ)

4 候補者の略歴

[REDACTED]

5 委員の任期

令和8年1月1日から令和10年12月31日（3年間）

権利の放棄について

令和6年度 債権管理条例により放棄した債権の概要（上下水道局分）

令和6年度において放棄した債権（私債権及び非強制徴収公債権）は、27人分428,340円となっている。

放棄理由の内訳

1 水道料金について

条例第12条第1項第4号（徴収停止3年）該当分は、令和3年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権、第6号（生活困窮）該当分は、高齢で資力回復が見込めない者の債権である。

2 農業集落排水使用料について

条例第12条第1項第4号（徴収停止3年）該当分は、令和3年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権、第6号（生活困窮）該当分は、生活困窮で資力回復が見込めない者の債権である。

3 漁業集落排水使用料について

条例第12条第1項第4号（徴収停止3年）該当分は、令和3年度に条例第9条を適用し徴収停止を実施している債権である。

その他、条例第12条第1項第1号（時効満了）、第2号（破産等）、第3号（相続人なし等）、第5号（強制執行済み）によるものに該当はない。